

令和6年度 第1回長久手市都市計画審議会 議事録

議事概要	
会議の名称	第1回長久手市都市計画審議会
開催日時	令和7年3月11日(火)午後3時～午後3時45分まで
開催場所	長久手市役所 エコハウス 多目的室
出席委員	【学識経験のある者】 浅野純一郎、武田美恵、松宮朝、松本幸正 【議会の議員】 伊藤真規子、ささせ順子、富田えいじ、にしだ亮太 【市民】 加藤麻穂
事務局出席者	【事務局】 建設部長 磯村和慶、同部次長 矢野克明、都市計画課長 安井寛樹、 係長 原田晋、主任 日比野瑞樹 教育部 中央図書館長二之部香奈子 くらし文化部 生涯学習課 施設係長 近藤一英、 課長補佐兼スポーツ係長 閑谷乙温、主事 浅野直也
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	【議案審議】 ・第1号議案 名古屋都市計画地区計画（下山地区計画）の変更について （長久手市決定） 【報告事項】 ・都市施設の都市計画決定について
問合先	長久手市建設部都市計画課 内線324

1 開会

2 あいさつ

建設部 都市計画課 安井課長より挨拶

3 会長及び会長職務代理選出

(事務局)

本日は、第1回目の審議会でございますので、「会長を選出」いただきたいと存じます。

選出につきましては、長久手市都市計画審議会条例第5条第1項で、

「学識経験を有する委員の中から選挙により定める。」となっています。

また、長久手市都市計画審議会運営規則第2条第1項で、その方法として原則無記名投票となっていますが、異議のない場合は、同運営規則第2条第3項で、指名推薦の方法を用いることができると定めております。事務局からの提案ですが、会長の選出は、指名推薦でよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、指名推薦の方法とさせていただきます。どなたか推薦する方はいらっしゃいますか。

(委員)

知見も深く、委員歴の長い浅野委員を推薦します。

(事務局)

他にないようですので、浅野委員を会長に選出することにご異議ありませんか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

次に会長職務代理の選出を行います。長久手市都市計画審議会条例第5条第3項に、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。」とありますので、「会長職務代理の選出」を会長からご指名いただきますようお願いいたします。

(会長)

武田委員を指名します。お引き受けいただけますか。

(委員)

はい。

4 議案審議

(事務局)

第1号議案「名古屋都市計画地区計画（下山地区計画）の変更について」ご説明させていただきます。

令和6年7月12日に、下山土地地区画整理事業の換地処分公告が行われたことに伴い、令和6年7月13日より新町名となっており、今回の都市計画変更は都市計画図書に記載のある町名を変更するものです。

今回変更する箇所は、地区計画の「位置」となり、換地処分前の「長久手市下山及び樫木の各一部」から換地処分後の「長久手市下山の一部」に変更いたします。

また、地区整備計画の内容や、総括図、計画図の変更はないことから、軽易な変更となります。

(会長)

第1号議案に関し、ご意見、ご質問などはございますか。

(委員一同)

意見なし。

(会長)

ご意見、ご質問等ないようなので、採決させていただきます。

第1号議案、原案通り可決してご異議ありませんか。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

全員異議なしということで、認めさせていただきます。原案の通り可決いたしました。

皆様ご審議ありがとうございました。

5 報告事項（都市施設の都市計画決定について）

（事務局）

報告事項「都市施設の都市計画決定について」として、今後、本市で都市計画決定を予定している都市施設についてご説明をさせていただきます。

本審議会では、報告としてみなさまにご説明するものであり、議題としてご審議をお願いするのは、来年度以降を予定しております。

みなさまには、本市の現段階での検討状況について忌憚のないご意見を頂戴し、今後の検討に活かしていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

令和7年度の予定として、長久手市文化の家及び長久手市中央図書館の都市計画決定を検討しております。

長久手市文化の家は、平成10年に開館して以降、文化活動の拠点として、多くの市民の皆さまにご利用いただいている、本市を代表する施設の一つであります。また、長久手市中央図書館は、市民の思いを受けて、平成4年に開館した本市初の公共図書館で、公園に隣接した図書館として、多くの市民に親しまれています。

両施設については、令和2年3月に策定した本市都市計画マスタープラン内の将来都市構造図において、「文化交流拠点」を形成する施設であると位置づけられており、本拠点においては、文化面からの交流機能の充実を目指すこととしています。

令和6年3月策定の長久手市立地適正化計画では、都市計画マスタープランの各拠点の形成を図るため、都市機能誘導区域を設定しており、両施設を中心とした「文化交流拠点」も都市機能誘導区域内に位置しています。

また、両施設とも、「にぎわい創出・活性化に活用することが考えられる施設」として、都市機能誘導施設に位置付けています。

このように、本市の都市計画上必要な施設であり、より良い施設に向けた改修や、持続可能な施設管理を実施していく必要があることから都市計画決定を検討しているものです。

次に、令和8年度の予定として、長久手市スポーツの杜の都市計画決定を検討しております。

本施設は、野球場及び多目的グラウンドを備えた野外運動施設であり、平成31年3月策定の第6次長久手市総合計画において、「屋外スポーツ拠点として施設の集約化」を図ることとされています。

そのため、令和7年度に都市計画マスタープランを改定し、新たな拠点としての位置づけ後、屋外スポーツ拠点として改修等を実施していくために都市計画決定を検討しているものです。

各都市計画決定については、改めて令和7年度末、令和8年度末の都市計画審議会において、委員のみなさまにご審議いただくことを予定しております。

（委員）

現在長久手市は財政的に非常に厳しい状況にある。そのような中で、スポーツの杜を今後屋外スポーツ拠点として整備していくということであるが、市として、「スポーツを通じてまちおこしをしていく。」「オリンピック選手の輩出を目指す。」といった大きな目標があるようには見受けられない。今後、都市計画マスタープランの改定、都市計画決定がされたが、計画が頓挫し、実際の整備につながらないような事態は避けるべきである。事業規模からすれば、整備に非常に多額の予算が係ることも想定されることから、慎重に検討を進めていただきたい。

(事務局)

まず、都市計画上の状況として、長久手市文化の家、長久手市中央図書館とは異なり、スポーツの杜は現状位置づけがないことから、都市計画に位置付けるための整理について、事務局としても慎重に検討を進める必要があると考えています。

都市計画上の整理や、実際の整備等については、今後も担当課である生涯学習課と引き続き調整をさせていただき、より良い整備が出来るよう進めさせていただきます。

(委員)

長久手市文化の家、長久手市中央図書館については、粛々と進めていただければと考えているが、スポーツの杜については、現在借地であり、その用地購入を目指していることや、すでに30年近く経過している施設にまた多額の予算をかけることの是非についても検討が必要であると考えている。概算でも良いので、事業規模等の提示があると審議しやすいと考える。

(事務局)

引き続き検討させていただきます。

(委員)

都市計画決定を検討する上では、都市にとっての位置づけ、都市計画上の位置づけ、期待される役割、今後の整備方針等の背景や展望が一連のストーリーとして整理されている必要があると考える。長久手市文化の家、長久手市中央図書館は、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等を策定する中でそのようなストーリーが整理されてきていると考えられるが、スポーツの杜は唐突感が否めない。背景があれば教えていただきたい。

また、市街化調整区域内に都市計画決定をするということは、その施設のみを考えれば良いものではなく、周辺インフラも併せて検討しなければならない。特に、アクセス道路の連続性、公共交通によるアクセスの可否については整理が必要であり、子どもや学生が自分だけでアクセスできるような環境が重要である。

今後、都市計画決定について審議する際にはそのような点について、ご意見をさせていただくこととなるため、引き続き整理いただきたい。

(事務局)

スポーツの杜の背景として、屋外スポーツへのニーズの多様化、現状の人口増加に伴う需要拡大に対応することを目的に、第6次長久手市総合計画に、「屋外スポーツ拠点としての施設の集約化」と記載がされています。

また、担当課である生涯学習課において今後、スポーツの杜に係る計画等の策定を予定しており、策定の過程においては、総合計画の目標達成、都市計画決定に向けたストーリーの整理を引き続き進めさせていただきます。

周辺インフラについては、本施設が現在整備中の県道瀬戸大府東海線に近接している位置であること、施設内にコミュニティバスが乗り入れているといった状況も踏まえて引き続き検討を進めさせていただきます。

(委員)

ありがとうございます。背景については理解しました。昨今はオリンピックの種目が増えたりするなど多様なスポーツが求められているため、受け皿となるような整備が出来ると良い。また、公共施設の維持管理の面から集約化していく必要があるということだと思ふ。

引き続き、位置の妥当性や規模の妥当性については検討いただく必要があると考える。

(委員)

都市計画審議会の中では、予算等のお金の話を審議する必要はないと考える。本審議会では、都市計画の在り方や都市計画マスタープラン、都市計画決定等についてのみ審議すべきであり、お金の話は市議会等で議論いただきたい。

(委員)

スポーツの杜は、サイクリングやウォーキング利用者の多い香流川緑地が近くにある。そのような既存施設との連携等についても踏まえて、検討出来ると良い。

(事務局)

スポーツの杜は、本市の東部地域である「さと」に位置し、香流川に近いことや、東部丘陵の貴重な生態系内に位置しているため、そのような場所にあるスポーツ施設として望ましい姿といった点も踏まえ引き続き検討いたします。

(会長)

スポーツの杜については、都市計画決定前に再度意見交換する場が必要であると考えます。

(事務局)

開催する方向で検討します。

(委員)

図書館での図書貸出し件数は減っているのか？

(中央図書館)

令和6年度から窓口業務を委託契約としたことに伴い、一人当たりの図書貸出し数を令和6年度から5冊→10冊、貸出期間を2週間→3週間に変更したことで、図書の回転率が下がっており、図書貸出し冊数は前年度比5%程度減少している。ただ、一人あたりの予約可能冊数を3冊→6冊に増やしたため、予約件数（利用者数）は24%程度増加しています。

(委員)

都市計画決定をするということは、20年30年とその施設のままであるということである。そのため、長久手市の20年30年後を見越した検討が必要である。

また、他の自治体では、人口減少や、ネットの普及、サブスクリプションサービス等により、図書館の図書貸出し数が非常に減少してきている。そのようなことから、図書館に求められる役割が変わってきており、多様な文化活動としての場となってきている。

図書館として都市計画決定をした場合に、多様な文化活動の場として整備・改修していくことが考えられるが、都市計画決定することで、そのような整備・改修に対して規制等がかかってくることはないか。

(事務局)

長久手市中央図書館は、都市計画公園である桜ヶ根公園に隣接していることや、長久手市文化の家と近接しているという、エリア特性を活かし、ハードのみだけでなくソフト事業で補完しつつ、多様な文化活動に供することのできるエリアとして都市計画決定後の整備・改修を検討していければと考えています。

また、都市計画決定をすることが、規制となることはないと考えています。

(会長)

長久手市文化の家及び長久手市中央図書館の都市計画決定を来年度目指すとのことだが、最終的な整備のイメージ等の検討は進んでいるのか。

(事務局)

現在検討を進めている中であり、引き続き各担当課との調整を進めながら、熟度を深めていくことを予定しています。

(会長)

具体的に都市計画決定を審議する際は、背景や、都市計画決定までのストーリー、周辺インフラ状況、将来的な整備構想等についてもご説明いただく必要があるため、引き続き検討を進めてください。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。以上で、令和6年度第1回都市計画審議会を終了します。

以上